令和3年第4回瑞穂市教育委員会定例会 次第

令和3年4月27日 14:00~

開会

- 日程第1 令和3年第3回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第5号 令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 報告第6号 令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定 する告示について
- 日程第 5 報告第 7 号 令和 3 年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊 急副食援助費交付要綱を制定する告示について
- 日程第6 報告第8号 瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 承認第3号 瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について
- 日程第8 議案第18号 瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例 に関する規則の制定について
- 日程第9 議案第19号 瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例 に関する要綱を制定する告示について
- 日程第10 議案第20号 瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について
- 日程第11 議案第21号 令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について
- 日程第12 議案第22号 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について
- 日程第13 議案第23号 瑞穂市民センター屋根他改修工事の計画について
- 日程第14 議案第24号 瑞穂市巣南公民館外壁改修工事の計画について
- 日程第15 教育長の報告
- 日程第16 そ の 他 事務局長

教育総務課長

学校教育課長

幼児教育課長

生涯学習課長

次回以降教育委員会会議の開催について

令和3年5月 日()午 時 分から

閉会

報告5号

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第1号)について

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第1号)について、別紙のとおり瑞穂 市教育委員会に報告する。

令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

教育委員会分抜粋

令和3年度

瑞穂市補正予算書

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第1号)

令和3年4月臨時議会

議案第27号

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第1号)

令和3年度瑞穂市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 359,943 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ361,943千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,991,943千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (地方債の補正)
- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年4月20日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和3年度瑞穂市一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第218条第1項の規定により提出するもの。

	-1-1							1.15 V	dore	I.N	(中庫・111)
	款				項			補 正 前 の	額	補 正 額	<u>計</u>
2 総	務	費						2, 962,	909	2, 508	2, 965, 417
			1 総	務	管	理	費	2, 587,	3 4 0	2, 508	2, 589, 848
3 民	生	費						7, 336,	0 4 2	34,872	7, 370, 914
			1 社	会	福	祉	費	3, 823,	7 0 9	34, 542	3, 858, 251
			2 児	童	福	祉	費	3, 040,	3 9 9	3 3 0	3, 040, 729
4 衛	生	費						1, 531,	9 3 8	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\frac{1}{1}$, $\frac{7}{7}$, $\frac{5}{5}$, $\frac{0}{2}$, $\frac{1}{3}$
			1 保	健	衛	生	費	5 2 4,	187	216, 913 218, 913	$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
			2 清		掃		費	995,	9 7 1	1 0 6	996,077
			3 水		道		費	11,	780	1, 056	12,836
5 労	働	費						5,	0 0 0	6 0 0	5, 600
			1 労	働		諸	費	5,	0 0 0	6 0 0	5, 600
7 商	工	費						73,	262	94,074	167, 336
			1 商		工		費	73,	262	94,074	167, 336
8 土	木	費						1, 897,	007	2 1 2	1, 897, 219
			5 下	水		道	費	240,	5 5 7	2 1 2	240,769
9 消	防	費						1, 005,	9 5 2	6 0 2	1, 006, 554
			1 消		防		費	1, 005,	9 5 2	6 0 2	1, 006, 554
10 教	育	費						2, 475,	6 1 2	9,000	2, 484, 612
			2 学	校	教	育	費	190,	3 2 2	8 5 8	191, 180
			6 社	会	教	育	費	5 4 2,	3 2 8	8, 010	550, 338
			7 保	健	体	育	費	760,	9 5 7	1 3 2	761,089
	歳	出	合		計			18,630,	0 0 0	3 5 9, 9 4 3 3 6 1, 9 4 3	18, 989, 943 18, 991, 943

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳 入)

(//)//	•/												(T-12- · 1 1 1/
			款		補	正	前	Ø	額	補	正	額	計
14	玉	庫	支	出 金			2, 3	882,	3 8 5		3 5 2 3 5 4	, 8 4 3 , 8 4 3	2, 735, 228 2, 737, 228
15	県	支	出	金			1, 3	3 3 8,	2 1 2			3 0 0	1, 338, 512
21	市			債			1, 2	234,	200		6	, 800	1, 241, 000
	歳	入	合	計		1	8, 6	30,	0 0 0		3 5 9 3 6 1	, 9 4 3 , 9 4 3	18, 989, 943

 (歳 出)

 補 正 額 の 財 源 内 訳

	款		補正前の額	補 正 額	計				
						国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 総	務	費	2, 962, 909	2, 508	2, 965, 417	2, 508			
3 民	生	費	7, 336, 042		7, 370, 914				
4 衛	生	費	1, 531, 938	218, 075 220, 075	1, 750, 013 1, 752, 013				
5 労	働	費	5, 000	600	5, 600	600			
7 商	エ	費	73, 262	94, 074	167, 336	94, 074			
8 土	木	費	1, 897, 007	212	1, 897, 219	212			
9 消	防	費	1, 005, 952	602	1, 006, 554	602			
10 教	育	費	2, 475, 612		2, 484, 612		6, 800		
歳	出 合	計	18, 630, 000	359, 943 361, 943	18, 989, 943 18, 991, 943	353, 143 -355, 143	6, 800		

【一般会計】

【一般会計】

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

						補	正	額	0	財	源	卢	可 訳		節				
目	補正前の額	補	正	頂	計	国県支出	出金地	力	債	そ	の ·	他 -	一般財源	区	分	金	額	説	明
4 保育所費	1, 551, 800		3	30	1, 552, 130		330							18 負担	旦金、補		330	補助金	
														助及	及び交付			教育·保育給付認定	子どもに係る緊急副食
														金				援助費	330
計	3, 040, 399		3	30	3, 040, 729		330												

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

	TTI	T	1	1			1			
目	補正前の額	補正額	計	補 正 額	の財源	内訳	節	A	説明	
			•••	国県支出金地 方	債 そ の	他一般財源	区分	金 額		
3 予防費	188, 266						11 役務費	254	通信運搬費	
		216, 913	405, 179	216, 913			12 委託料	212, 659	業務委託料	
									ワクチン接種委託料 212,	572
									行政事務委託料	
								0	アウトソーシング	87
							18 負担金、補	2,000	補助金	0
							助及び交付 金		PCR検査費用助成金 2,(00ŏ
							19 扶助費	4,000	扶助費	
									高齢者交通費助成事業 4,6	000
計	524, 187	218, 913	743, 100	218, 913				·		

216, 913 741, 100 216, 913

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

() ()	<u> </u>									
				補正	額の具	源	内 訳	節		
目	補正前の額	補正額	計	国県支出金地	方債そ	Ø 1	也一般財源	区分	金	煎 朗
4 コミュニテ	82, 930	10	6 83, 036	106				18 負担金、補	1	06 補助金
ィ・プラ								助及び交付		新型コロナウイルスに係るコミュニティ・
ント費								金		プラント使用料補助金 106
計	995, 971	10	6 996, 077	106						

【一般会計】

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

				補正	額の財源!	为 訳	節				
目	補正前の額	補 正 額	計	国県支出金地	方債その他	一般財源	区分金	額		説	明
4 防災費	88, 644	360	89, 004	360			11 役務費	360	手数料		
6 防災施設費	30, 099	242	30, 341	242			17 備品購入費	242	庁用器具費		
計	1, 005, 952	602	1, 006, 554	602							

(款) 10 教育費

(項) 2 学校教育費

() () - 1											
				補 正	額の	財 源	内 訳	節			
目	補正前の額補	正額	計	国県支出金	地方值	その他	一般財源	区分	金額	説	
1 学校教育総 務費	190, 322	858	191, 180	858				18 負担金、補 助及び交付 金	85	8 補助金 就学・就園緊急支援補助金	<u>≩</u> 858
計	190, 322	858	191, 180	858							

(款) 10 教育費

(項) 6 社会教育費

(X) 0 ILA	0.11.7															
					補正	額の財	源	内 訳		節						
目	補正前の額	補正	額	計	国県支出金地	方債そ	の他	一般財源	区	分	金	額		説	明	
4 公民館費	175, 167	-	7, 284	182, 451	484	6,800			14 工事	F請負費		6, 800	維持補修工事費			
									17 備占	講入費		484	庁用器具費			
5 図書館費	119, 543		484	120, 027	484				17 備占	品購入費		484	庁用器具費			
6 総合センタ	114, 507		242	114, 749	242				17 備品	品購入費		242	庁用器具費			
一費																
計	542, 328	8	8,010	550, 338	1, 210	6,800										

(款) 10 教育費

(項) 7 保健体育費

				補 正	額の財	源	内 訳	節				
目	補正前の額	補正額	計	国県支出金地	方債そ	の他	一般財源	区分	金 額	説	明	
3 体育施設費	169, 278	13:	2 169, 410	132				14 工事請負費	132	維持補修工事費		
計	760, 957	133	761, 089	132								
合 計	18, 630, 000	361, 94	18, 991, 943	355, 143	6,800							

359, 943 18, 989, 943 353, 143

報告第6号

令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示につい て

令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に幼稚園に就園し、若しくは小学校又は中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

瑞穂市告示第102号

令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱を次のように定める。

令和3年4月20日

瑞穂市長 森 和



令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱 (趣旨)

- 第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の影響を受け、経済的に幼稚園に就園し、若しくは小学校又は中学校に就学することが困難な児童生徒の保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、就園就学緊急援助費(以下「緊急援助費」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。(定義)
- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1) 児童生徒 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園に就園し、若しくは同条に規定する小学校又は中学校に就学する者をいう。
 - (2) 保護者 児童生徒の給食費を負担する者をいう。 (交付対象者)
- 第3条 この告示による緊急援助費の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、市内に住所を有し、令和3年度瑞穂市就学援助費又は令和3年度瑞穂市特別支援教育就学奨励費の認定基準を満たさない保護者で、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等で次の各号のいずれかの貸付け又は給付金の支給決定を令和3年4月1日以後に受けている者とする。
 - (1) 各都道府県社会福祉協議会による緊急小口資金の貸付け
 - (2) 各都道府県社会福祉協議会による総合支援資金のうち生活支援費の貸付け
 - (3) 瑞穂市住居確保給付金事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第132号) による住居確保給付金の支給

(緊急援助費の内容)

第4条 緊急援助費の支給額単価及び支給対象期間は、別表のとおりとする。 (交付の方法) 第5条 緊急援助費の交付は、交付対象者に対して緊急援助費を支給すること によって行うものとする。

(緊急援助費の支給の申請)

- 第6条 緊急援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 就園就学緊急援助費交付申請書(様式第1号)に次の各号のいずれかの書類 を添付し、令和4年3月末日までに、市長に提出するものとする。
 - (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
 - (2)住居確保給付金支給決定通知書

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を 審査し、交付の可否を決定し、就園就学緊急援助費交付決定(却下)通知書 (様式第2号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(緊急援助費の請求)

第8条 申請者は、緊急援助費の支給の決定の通知を受けたときは、就園就学緊急援助費請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。ただし、瑞穂市立学校設置条例(平成15年瑞穂市条例第54号)第2条から第4条までに規定する小学校、中学校又は幼稚園以外に通学し、又は通園する児童生徒の交付対象者は、支払った給食費の額を証する書類を当該請求書に添付するものとする。

(緊急援助費の決定取消し及び返還)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、緊急援助費 の支給の決定を取消し、又はその交付した額の全部又は一部を返還させるこ とができる。
 - (1)保護者が市外へ転出したとき。
 - (2)偽りその他不正の手段により緊急援助費の交付を受けたとき。
 - (3)前2号に掲げるもののほか、決定の取消しを必要と認めたとき。 (その他)
- 第10条 この告示に定めるもののほか、緊急援助費の交付に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

対象児童生徒の区分	支給額単価	支給対象期間
対象児童主体の匹力	(児童生徒1人当たり)	文 相 內 家 朔 间
幼稚園	3,000円/月	保護者が市内に住所を有し、令
小学校	5,000円/月	和3年4月から令和4年3月までに支払うべき給食費を負担し
中学校	6,000円/月	た期間

瑞穂市長 宛

就園就学緊急援助費交付申請書

年 月 日

			申請	青者 (保護	護者)			
				住 彦	Í			
				氏 名	,			
				電 話	£			
				対象児	皇童生徒との	続柄		
申請し 台帳情	します。た 青報及び嬰	端穂市就園就学緊急 はお、緊急援助費の 要綱第3条に規定す けることに同意しま は 重生徒)交付に係る する交付対象	る審査のた	とめ、市が住	民基本台	長法に基づ	く住民基本
		氏 名						
		幼稚園・学校名						
		年次・学年						
2	申請期間		年	月	から	4	丰	月
3	申請理由							

添付書類(以下のいずれかの書類)

- (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
- (2) 住居確保給付金支給決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

瑞穂市長印

就園就学緊急援助費交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった緊急援助費については、次のとおり決定したので、令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱第7条の規定により通知します。

1 支給決定対象児童生徒

氏 名					
幼稚園・学校名					
年次・学年					
決定期間	年	月	から	年	月

2 却下の理由

就園就学緊急援助費請求書

			4	月	口
瑞穂市長	宛				
		請求者 (保護者)			
		住 所			
		氏 名			
		電話			
		対象児童生徒との続柄			

令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱第8条の規定に基づき、次の金額を交付く ださるよう請求します。

1 請求金額

	対象児童生徒		給食費を支払った	E
氏名	幼稚園又は学校名	年次又は学年	対象月	
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月
			年	月

給食費を支払った月数	ヶ日 、	×	支給額単価	四 =	Д
和良質を入れつに月数	ケ月 ・	\wedge	人 和似		

2 振込先

		銀行	信用金庫	本店
金融機関		農協	信用組合	支店 出張所
(ゆうちょ銀行以外)	普通 当座	口座番号		
	納税 貯蓄	口座留力		
	記	号		番 号
ゆうちょ銀行				
フリガナ	<u> </u>		l ! ! !	<u> </u>
口座名義人				

添付書類

支払った給食費の額を証する書類(瑞穂市立の幼稚園小中学校の児童生徒の場合は不要)

報告第7号

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付 要綱を制定する告示について

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱 を制定する告示を別紙のとおり瑞穂市教育委員会定例会に報告する。

令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的に困難な状況にある保育所等を利用する子どもの保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、要綱を制定するもの。

瑞穂市告示第101号

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱 を次のように定める。

令和3年4月20日

瑞穂市長 森 和



令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付 要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の影響を受け、経済的に厳しい状況にある保育所、認定こども園、特定地域型保育事業所、認可外保育施設又は企業主導型保育施設(以下「保育所等」という。)を利用する子どもの保護者に対し、その経済的負担を軽減するため、教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費(以下「副食援助費」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
 - (1)保育所 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」 という。)第7条第4項に規定する保育所をいう。
 - (2) 認定こども園 法第7条第4項に規定する認定こども園をいう。
 - (3)特定地域型保育事業所 法第29条第1項に規定する特定地域型保育の 事業を行う事業所をいう。
 - (4) 認可外保育施設 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第59条の 2第1項の規定に基づく施設の設置等に係る都道府県知事への届出を行っ た施設をいう。
 - (5)企業主導型保育施設 児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく施設のうち法第59条の2第1項の規定による助成を受けているものをいう。
 - (6)教育・保育給付認定保護者 法第20条第1項に規定する認定を受けて いる保護者をいう。

(交付対象者)

第3条 この告示による副食援助費の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、市内に住所を有し、保育所等を利用する子どもの教育・保育

給付認定保護者で、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等で次の各号のいずれかの貸付け又は給付金の支給決定を令和3年4月1日以後に受けている者とする。

- (1) 各都道府県社会福祉協議会による緊急小口資金の貸付け
- (2) 各都道府県社会福祉協議会による総合支援資金のうち生活支援費の貸付け
- (3) 瑞穂市住居確保給付金事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第132号) による住居確保給付金の支給

(交付の範囲)

- 第4条 交付の対象となる副食費は、交付対象者に係る児童が令和3年4月から令和4年3月までに利用する施設から食事の提供を受けた場合に交付対象者が保育所等に支払うべき副食費とする。ただし、保育所、認定こども園及び特定地域型保育事業所を利用する3歳未満の子どもの副食費は、交付対象者が当該保育所等に支払うべき利用者負担額とし、認可外保育施設及び企業主導型保育施設を利用する3歳未満の子どもの副食費は、交付対象者が当該保育所等に支払うべき月額利用料とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が市内に住所を有していない期間に 利用した保育所等に支払うべき副食費は、交付の対象としない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、交付対象者が保育所等に支払うべき副食費について、他に助成を受けている副食費は、交付の対象としない。

(交付の方法)

第5条 副食援助費の交付は、交付対象者に対して副食援助費を支給すること によって行うものとする。

(副食援助費の額)

第6条 副食援助費の額は、1月につき、児童1人当たり3,000円(交付対象者が現に支払った副食費の額が3,000円を下回る場合には、現に支払った副食費の額)とする。

(副食援助費の支給の申請)

第7条 副食援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、 緊急副食援助費交付申請書(様式第1号)に次の各号のいずれかの書類を添 付し、令和4年3月末日までに、市長に提出するものとする。

- (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
- (2) 住居確保給付金支給決定通知書

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を 審査し、交付の可否を決定し、緊急副食援助費交付決定(却下)通知書(様 式第2号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(副食援助費の請求)

第9条 申請者は、副食援助費の支給の決定の通知を受けたときは、緊急副食援助費請求書(様式第3号)を市長に提出するものとする。ただし、瑞穂市保育所条例(平成15年瑞穂市条例第74号)第2条に規定する施設以外を利用する子どもの交付対象者は、支払った副食費の額を証する書類を当該請求書に添付するものとする。

(副食援助費の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により副食援助費の交付を受けた者 があるときは、その者に対し、その交付した額の全部又は一部を返還させる ものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、副食援助費の交付に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

附則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

緊急副食援助費交付申請書

			年	月	日
瑞穂市長	宛				
		申請者(保護者)			
		住 所			
		氏 名			
		電話			
		対象児童との続柄			

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱(以下「要綱」という。)第7条の規定により申請します。なお、副食援助費の交付に係る審査のため、市が住民基本台帳法に基づく住民基本台帳情報及び要綱第3条に規定する交付対象者としての要件(貸付け又は給付金の支給)について調査・確認することに同意します。

1	対象児童氏名				_		
2	利用施設名				_		
3	申請期間	年	月	から		年	月
4	申請理由						

添付書類(以下のいずれかの書類)

- (1) 生活福祉資金貸付決定通知書
- (2) 住居確保給付金支給決定通知書

 第
 号

 年
 月

 日

印

様

瑞穂市長

緊急副食援助費交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった副食助成費については、次のとおり決定したので、令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱第8条の規定により通知します。

1 支給決定対象児童

 氏名

 施設名

 決定期間
 年
 月
 から
 年
 月

2 却下の理由

緊急副食援助費請求書

年 月 日

瑞穂市長 宛

申請者(保護者)

住 所

氏 名

電 話

対象児童との続柄

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱第9条の規定に基づき、次の金額を交付くださるよう請求します。

1 請求金額

対象児童氏名	施設名	利用力	目	支払った副食費(a)	a と 3,000 円を比較し、少ない額(b)
		年	月	円	円
		年	月	円	円
		年	月	円	円
		年	月	円	円
		年	月	円	円
		年	月	円	円
		年	月	円	円
		年	月	円	円
		年	月	円	円
		年	月	円	円
		年	月	円	円
		年	月	円	円

請求額(bの合計) 円

2 振込先

		銀行	信用金庫		本店
金融機関		農協	信用組合		支店 出張所
(ゆうちょ銀行以外)	普通 当座	口带亚口			
	納税 貯蓄	口座番号			
	記	号		番号	
ゆうちょ銀行					
フリガナ					
口座名義人					

添付書類

支払った副食費等の額を証する書類(瑞穂市立保育所を利用している場合は不要)

報告第8号

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部 を改正する規則について

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正 する規則について、別紙のとおり瑞穂市教育委員会に報告する。

令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱及び令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱の制定のため。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月20日

瑞穂市長

新和之

瑞穂市規則第27号

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を 改正する規則

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則(平成15年 瑞穂市規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条の表教育長の項中「(令和2年瑞穂市告示第170号)」の次に「、令和3年度瑞穂市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱(令和3年瑞穂市告示第101号)、令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱(令和3年瑞穂市告示第102号)」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の瑞穂市教育委員会に対する事務 委任及び補助執行に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

瑞穂市教育委員会に対する事務委任及び補助執行に関する規則(平成15年瑞穂市規則第48号)新旧対照表

	改正後(案)		現行
(補助執行)		(補助執行)	
第3条 次6	次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務(前条の	第3条 次页	次の表の左欄に掲げる職員に、同表の右欄に掲げる事務(前条の
規定により	規定により委任した事務を除く。)を補助執行させる。	規定により	規定により委任した事務を除く。)を補助執行させる。
職員	補助執行事項	職員	補助執行事項
教育長	是	教育長	姆
	6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告		6 瑞穂市保育室事業補助金交付要綱(平成15年瑞穂市告
	示第22号)、瑞穂市私立保育所等補助金交付要綱(平成18		示第22号)、瑞穂市私立保育所 補助金交付要綱(平成18
	年瑞穂市告示第32号)、瑞穂市私立保育所等施設整備補助		年瑞穗市告示第32号)、瑞穂市私立保育所 施設整備補助
	金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第34号)、瑞穂市教育振		金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第34号)、瑞穂市教育振
	興事業補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第144号)、瑞		興事業補助金交付要綱(平成22年瑞穂市告示第144号)、瑞
	穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要		穂市多子世帯病児・病後児保育利用料無料化事業実施要
	綱(平成30年告示第49号)、瑞穂市副食費の施設による徴		綱(平成30年告示第49号)、瑞穂市副食費の施設による徴
	収に係る補足給付事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第32		収に係る補足給付事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第32
	号)、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る		号)、瑞穂市多子世帯の教育・保育給付認定子どもに係る
	副食費助成事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第36号)、		副食費助成事業実施要綱(令和2年瑞穂市告示第36号)、
	瑞穂市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱(令和2		瑞穗市放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱(令和2
	年瑞穂市告示第48号)、令和2年度瑞穂市教育・保育給付		年瑞穂市告示第48号)、令和2年度瑞穂市教育・保育給付
	認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱(令和2年瑞穂		認定子どもに係る緊急副食援助費交付要綱(令和2年瑞穂
	市告示第156号)、令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費		市告示第156号)、令和2年度瑞穂市就園就学緊急援助費
	交付要綱(令和2年瑞穂市告示第170号)、令和3年度瑞穂		交付要綱(令和2年瑞穂市告示第170号)
	市教育・保育給付認定子どもに係る緊急副食援助費交付		

要綱(令和3年瑞穂市告示第101号)、令和3年度瑞穂市就園就学緊急援助費交付要綱(令和3年瑞穂市告示第102号)に係る補助金の交付手続に関すること。		-
~	智	

承認第3号

瑞穂市社会教育推進員の委嘱についての専決処分について

瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号) 第3条第1項の規定により、瑞穂市社会教育推進員に別紙名簿の者を委嘱した ので、同条第2項の規定により報告し、瑞穂市教育委員会の承認を求める。

令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

瑞穂市社会教育推進員設置要綱(平成15年瑞穂市教育委員会告示第3号) 第4条の規定により、瑞穂市社会教育推進員が欠けたため新たに委嘱するもの。

瑞穂市社会教育推進員

			l		
	校区	自治会名	氏名	住所任期	A
1		花塚西町	粟野 裕	2021.4.1~2	2023.3.31
2		花塚中町	棚瀬 治夫	2021.4.1~2	2023.3.31
3		花塚東町	安田 昌春	2021.4.1~2	2023.3.31
4		井場	宇土 弥生	2021.4.1~2	2023.3.31
5		桜町1丁目	藤井 俊夫	2021.4.1~2	2023.3.31
6		駅前	渡邉 佐和子	2021.4.1~2	2023.3.31
7		別府西町	棚瀬 竜也	2021.4.1~2	2023.3.31
8		本町	松野 勝彦	2021.4.1~2	2023.3.31
9		別府北町	森永 和之	2021.4.1~2	
10		別府中町	棚瀬 光紀	2021.4.1~2	
11		別府南町	廣瀬 毅	2021.4.1~2	
12		多利町	水野 立義	2021.4.1~2	
_					
13		中原	平田 耕二	2021.4.1~2	
14		西畑	荒川 貞男	2021.4.1~2	
15	穂積	上穂積	井上 新悟	2021.4.1~2	
16		村中	原賀 義和	2021.4.1~2	
17		前所	林 美知	2021.4.1~2	
18		庄屋敷	宇野 博文	2021.4.1~2	:023.3.31
19		新町	川島 博	2021.4.1~2	:023.3.31
20		中切	小川 亜由美	2021.4.1~2	023.3.31
21		中切	松野 康宏	2021.4.1~2	2023.3.31
22		下穂積	馬場 宗康	2021.4.1~2	2023.3.31
23		橋本	玉腰 博幸	2021.4.1~2	2023.3.31
24		セザール穂積	安達 寿男	2021.4.1~2	2023.3.31
25		柳一色	谷口 新治	2021.4.1~2	2023.3.31
27		県警アパート	山本 悠樹	2021.4.1~2	2023.3.31
28		ビレッジハウス穂積	鈴木 健介	2021.4.1~2	2023.3.31
29		旭化成社宅	林 雅弘	2021.4.1~2	2023.3.31
30		別府公社住宅	永井 健斗	2021.4.1~2	2023.3.31
31		テラスノバ穂積	後藤 福子	2021.4.1~2	2023.3.31
32		小橋	松永 裕之	2021.4.1~2	2023.3.31
33		向島	藤本 英二	2021.4.1~2	
34		松原	関谷 靖子	2021.4.1~2	
35		西町	山崎 雅斗	2021.4.1~2	
36		畑中	長尾 伸昭	2021.4.1~2	
37		仲町	馬渕 明	2021.4.1~2	
-			堤 由合		
38		東町		2021.4.1~2	
39		大門	岡田 真吾	2021.4.1~2	
40		仲西	山下 耕司	2021.4.1~2	
41		仲東	寺田 千恵	2021.4.1~2	
42	本田	仁井	曾我 正男	2021.4.1~2	:023.3.31
43		本田団地1	野々村 敦	2021.4.1~2	.023.3.31
44		本田団地2	才村 幸市	2021.4.1~2	:023.3.31
45		本田団地3	田口 裕久	2021.4.1~2	023.3.31
46		本田団地4	田中 亮	2021.4.1~2	2023.3.31
47		本田団地5	菅野 祐司	2021.4.1~2	023.3.31
48		本田緑町	竹中 誠	2021.4.1~2	2023.3.31
49		本田緑町	立松 宏真	2021.4.1~2	2023.3.31
50		西只越	佐藤 雅一	2021.4.1~2	2023.3.31
51		テラスノバ只越	荒川 恵子	2021.4.1~2	2023.3.31
52		桜町2丁目	小川 恵吾	2021.4.1~2	2023.3.31
53		東只越	杉山 正憲	2021.4.1~2	
54		十九条西	若山 正憲	2021.4.1~2	
55		十九条中	岩渕 輝明	2021.4.1~2	
56		十九条東	南真理子	2021.4.1~2	
57		上牛牧	森 敏幸	2021.4.1~2	
58		下牛牧	畑 和秀	2021.4.1~2	
_		牛牧団地1	堤 和雄		
59				2021.4.1~2	
60		牛牧団地2	永山 浩隆	2021.4.1~2	
61		牛牧団地3	山本徹	2021.4.1~2	
62	牛	下畑	久保田 覚	2021.4.1~2	
63	· 牧	宝江	藤田 佳正	2021.4.1~2	
64		野田新田1	臼井 国俊	2021.4.1~2	
65		野田新田2	市川 晃	2021.4.1~2	:023.3.31
66		野田新田3	飯田 定則	2021.4.1~2	:023.3.31
_					_

П	校区	自治会名	氏名	住所	任期
67		アポロタウン	吉村 由美	2021.4.	1~2023.3.31
68		野白新田北	道場 一男	2021.4.	1~2023.3.31
69		野白新田南	鈴木 常史	2021.4.	1~2023.3.31
70		祖父江	平塚 直樹	2021.4.	1~2023.3.31
71		伯母塚	大橋 和代	2021.4.	1~2023.3.31
72		穂南	牧村 浩幸	2021.4.	1~2023.3.31
73		馬場西	神谷 学	2021.4.	1~2023.3.31
74	生津	馬場西	志水 幸太	2021.4.	1~2023.3.31
75		馬場東	石橋 政明	2021.4.	1~2023.3.31
76		馬場東	臼井 満	2021.4.	1~2023.3.31
77		上生津西	藤橋 佐智子	2021.4.	1~2023.3.31
78		上生津東	髙橋 孝治	2021.4.	1~2023.3.31
79		下生津	山中 章史	2021.4.	1~2023.3.31
80		下生津	多和田 謙	2021.4.	1~2023.3.31
81		西川原	鵜飼 浩史	2021.4.	1~2023.3.31
82		西川原	服部 友恵	2021.4.	1~2023.3.31
83		座倉	郷孝	2021.4.	1~2023.3.31
84	西西	座倉	棚橋 友行	2021.4.	1~2023.3.31
85		ーツ木	小倉 智也	2021.4.	1~2023.3.31
86		ーツ木	伊藤 彰宏	2021.4.	1~2023.3.31
87		居倉	小川 裕幸	2021.4.	1~2023.3.31
88		居倉	松岡 一良	2021.4.	1~2023.3.31
89		森	小森 芳枝	2021.4.	1~2023.3.31
90		森	斎藤 和也	2021.4.	1~2023.3.31
91		西宿舎	高橋 静江	2021.4.	1~2023.3.31
92		西宿舎	天野 知幸	2021.4.	1~2023.3.31
93		田之上	小野島 清	2021.4.	1~2023.3.31
94		田之上	矢野 徹	2021.4.	1~2023.3.31
95		新月	市橋 隆	2021.4.	1~2023.3.31
96		新月	馬渕 覚	2021.4.	1~2023.3.31
97		上唐栗	松岡 正広	2021.4.	1~2023.3.31
98		上唐栗	野々村 育郎	2021.4.	1~2023.3.31
99		下唐栗	若園 千弘	2021.4.	1~2023.3.31
100		下唐栗	長尾 紀彦	2021.4.	1~2023.3.31
101		宮田	山田 芳朗	2021.4.	1~2023.3.31
102		宮田	酒井 良幸	2021.4.	1~2023.3.31
103		大月	酒井 孝敏	2021.4.	1~2023.3.31
104	ф	重里	今木 信幸	2021.4.	1~2023.3.31
105		重里	新井 一人		1~2023.3.31
106		美江寺	白木 利昌		1~2023.3.31
107		美江寺	棚橋保彦		1~2023.3.31
108		十七条	加藤 朋幸		1~2023.3.31
109		十七条	加藤 祐樹		1~2023.3.31
110		十八条	小寺 弘子		1~2023.3.31
111		十八条	林恵子		1~2023.3.31
112	南	古橋北	松尾いづみ		1~2023.3.31
113		古橋北	奈良井 肇		1~2023.3.31
114		古橋南新町	徳田 昭		1~2023.3.31
115		古橋南若宮	吉川 育夫		1~2023.3.31
116		巣南宿舎	河野 幸一		1~2023.3.31
117		巣南宿舎	井上 哲也		1~2023.3.31
118		横屋 # 屋	向川原 悟		1~2023.3.31
119		横屋 中京	坪内 英明		1~2023.3.31
120		中宮	稲原 香介		1~2023.3.31
121		呂久	馬渕 等美		1~2023.3.31
122		呂久	石谷 一人	2021.4.	.1~2023.3.31

議案第18号

瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制 定について

瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則案を別紙のとおり提出する。

令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、申請書等の押印の義務付けを廃止するための特例に関する規則の制定を行うもの。

瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則をここに 公布する。

令和3年4月●●日

瑞穂市教育委員会教育長

瑞穂市教育委員会規則第●号

瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則 (趣旨)

第1条 この規則は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の 軽減及び利便性の向上を図るため、瑞穂市教育委員会規則で定める申請書、 申込書、届出書その他の書類(以下「申請書等」という。)への押印の特例 に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等のうち、教育長が別に定める ものについては、当該規則の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止する ものとする。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

瑞穂市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則(令和3年瑞穂市教育委員会規則第●号)第2条の「教育長が別に定めるもの」については、次の表のとおりとする。

令和3年5月1日現在

番号	規則名	様式名	様式番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2				
1 3				
1 4				
1 5				
1 6				
1 7				
1 8				
1 9				
2 0				

議案第19号

瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を制 定する告示について

瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を別紙の とおり定めることについて、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂 市教育委員会規則第6号)第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の 議決を求める。

令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、申請書等の押印の義務付けを廃止するための特例に関する要綱の制定を行うもの。

瑞穂市教育委員会告示第●号

瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱を次のように定める。

令和3年4月●●日

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

瑞穂市教育委員会告示第●号

瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱 (趣旨)

第1条 この告示は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の 軽減及び利便性の向上を図るため、瑞穂市教育委員会告示で定める申請書、 申込書、届出書その他の書類(以下「申請書等」という。)への押印の特例 に関し必要な事項を定めるものとする。

(押印の義務付けの廃止)

第2条 瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等のうち、教育長が別に定める ものについては、当該要綱の告示にかかわらず、押印の義務付けを廃止する ものとする。

附則

この告示は、令和3年5月1日から施行する。

瑞穂市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱(令和3年瑞穂市教育委員会告示第●号)第2条の「教育長が別に定めるもの」については、次の表のとおりとする。

令和3年5月1日現在

番号	告示名	様式名	様式番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
1 0				
1 1				
1 2				
1 3				
1 4				
1 5				
1 6				
1 7				
1 8				
1 9				
2 0				

議案第20号

瑞穂市教育支援センター運営委員の委嘱について

瑞穂市教育支援センター運営委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

瑞穂市教育支援センター条例(平成21年瑞穂市条例第16号)第5条第2項の規定により、瑞穂市教育支援センター運営委員を委嘱するもの。

令和3年度 瑞穂市教育支援センター運営委員名簿

	氏 名	住	所	任期	備考(該当条項)
1	小中学校長会長 伊藤 雅生			R3.4.1~R4.3.31	第1号 瑞穂市立小中学校長を代表する者
2	瑞穂市PTA連合会長 辻 正益			R3.4.1~R4.3.31	第3号 瑞穂市立小中学校の保護者を代表する者
3	中部学院大学 講師後藤 信義			R3.4.1~R4.3.31	第5号 識見を有する者
4	岐阜大学 教授 益子 典文			R3.4.1~R4.3.31	第5号 識見を有する者
5	元 市内小中学校長 井深 吉男			R3.4.1~R4.3.31	第5号 識見を有する者
6	元 市内小中学校長 福地 淳宏			R3.4.1~R4.3.31	第5号 識見を有する者
7	教頭会代表 西村 守史			R3.4.1~R4.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
8	教務主任会代表 小田 実			R3.4.1~R4.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
9	研究主任 小学校代表 池村 一成			R3.4.1~R4.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者
10	研究主任 中学校代表 箕浦 和宏			R3.4.1~R4.3.31	第6号 教育委員会が適当と認める者

議案第21号

令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について 岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約第2条第1項第4号の規定に基づ き、令和3年度岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会の設置について議決を求 める。

令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

提案理由

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)及び教科用図書採択地区の設定(昭和43年岐阜県教育委員会告示第4号)に基づき、瑞穂市教育委員会の議決を求めるもの。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約

(名称)

- 第1条 本協議会は、岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会と称する。 (協議会を設ける市町の教育委員会)
- 第2条 本協議会は次に掲げる市町の教育委員会(以下「関係市町教育委員会」という。)が、これを設ける。
 - (1) 羽島市教育委員会
 - (2) 各務原市教育委員会
 - (3) 山県市教育委員会
 - (4) 瑞穂市教育委員会
 - (5) 本巢市教育委員会
 - (6) 羽島郡二町教育委員会
 - (7) 北方町教育委員会

(目的)

- 第3条 本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の 教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。 (協議結果の尊重)
- 第4条 関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。 (委員)
- 第5条 本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け 選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる関 係市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。ま た、教育長又は教育委員は必ず含むものとする。
 - (1) 関係市町教育委員会の教育長及び教育委員
 - (2) 関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的 知識を有する職員
 - (3) 採択地区内の小・中学校及び義務教育学校の校長及び教員
 - (4) 採択地区内の学識経験者及び保護者
 - 2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものは、委員となることができない。
 - 3 委員は非常勤とし、任期はその年度の教科用図書採択期間とする。
 - 4 採択替えがない年度については、第1項(1)に掲げる委員をもって本協議会を構成することも可とする。

(会長等)

第6条 本協議会には、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は委員のうちから互選する。

(会務)

- 第7条 会長は、本協議会の会務を総理する。
 - 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

- 第8条 本協議会の庶務は、本協議会で定める所において処理する。 (招集)
- 第9条 本協議会は、会長がこれを招集する。ただし第1回の本協議会は、前年度事務局が置かれた教育委員会教育長がこれを招集する。 (会議)
- 第10条 本協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くこと ができない。
 - 2 会議における議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 3 採択についての協議が調わない場合においては、会長の要請に基づき、再度協議会を開くことができる。

(教科用図書の選定の方法)

- 第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告をもとに、協議会の会議において協議し、出席委員の過半数で決する。
 - 2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、最多数の賛成を得た2種類の教科用図書について再度協議し、多数を得た教科用図書を選定する。
 - 3 前項の場合において、得票数が同じときは協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

(研究員)

- 第12条 第3条の目的を達するため、本協議会には必要に応じて研究員 をおく。
 - 2 研究員は、学校教育に関して豊かな経験を有する者のうちから会長 が委嘱する。
 - 3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、研究員となることができない。
 - 4 研究員は、発行者から送付される全種類の教科用図書について、岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、調査研究を行い、 採択に必要な資料を作成するとともに、調査結果を協議会に報告す

る。

(出席要求)

第13条 会長は、調査研究・協議の会議を開催するに当たって、教育事 務所に勤務する職員の出席を求めることができる。

(経費)

第14条 本協議会に要する経費は、採択地区内の市町が分担するものと する。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、協議会にはかって 定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。

議案第22号

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員の委嘱について

瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市 教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第 11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加 納 博 明

提案理由

委員が欠けたため、瑞穂市附属機関設置条例(平成20年瑞穂市条例第30号)第4条第2項の規定により、瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員を委嘱するもの。

令和3年度 瑞穂市子どもの読書活動推進会議委員

	氏 名	所 属	年数	任期	備考
1	辻 正益	瑞穂市PTA連合会	1	R2.4.1~R3.10.31	幼稚園又は小中学校の保護者を代表するもの(市PTA連合会長)継続
2	辻 治彦	西小学校	1	R2.4.1~R3.10.31	幼稚園又は小中学校を代表するもの(園長・校長会 子どもの読書活動推進会議担当)継続
3	谷藤 直美	牛牧第一保育所	1	R2.4.1~R3.10.31	瑞穂市立保育所長を代表する者 (保育所長)継続
4	小森 保直	社会教育委員の会	2	H31.4.1~R3.10.31	識見を有する者 (社会教育委員長)継続
5	本間 友理	保育所保護者会(牛牧第一保育 所)	新	R3.4.1~R3.10.31	教育委員会が適当と認める者 (保育所保護者を代表する者)新規
6	船戸 菜摘	西小学校	1	R2.4.1~R3.10.31	教育委員会が適当と認める者 (子どもの読書推進会議担当校長が在籍する学校の司書教諭)継続
7	髙田 敏朗	瑞穂市図書館	5	H30.11.1~R3.10.31	関係団体の代表者 (図書館長)継続
8	宇野 睦子	瑞穂市読書サークル協議会	5	H30.11.1~R3.10.31	関係団体の代表者 (読書関係団体)継続
9	髙橋 由夏	子どもの本を読む会 (かんがるう)	9	H30.11.1~R3.10.31	関係団体の代表者 (読み聞かせ関係団体)継続
10	佐藤 彰道	健康福祉部 健康推進課	新	R3.4.1~R3.10.31	行政関係者 (健康推進課長)新規
11	藤本 桂子	本田小読み聞かせボランティア	9	H30.11.1~R3.10.31	教育委員会が適当と認める者 (公募による市民)継続
12	瀬上涼	NPO法人キッズスクエア	9	H30.11.1~R3.10.31	教育委員会が適当と認める者 (公募による市民)継続

議案第23号

瑞穂市民センター屋根他改修工事の計画について

瑞穂市民センター屋根他改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委 任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第9号の規定により、 瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

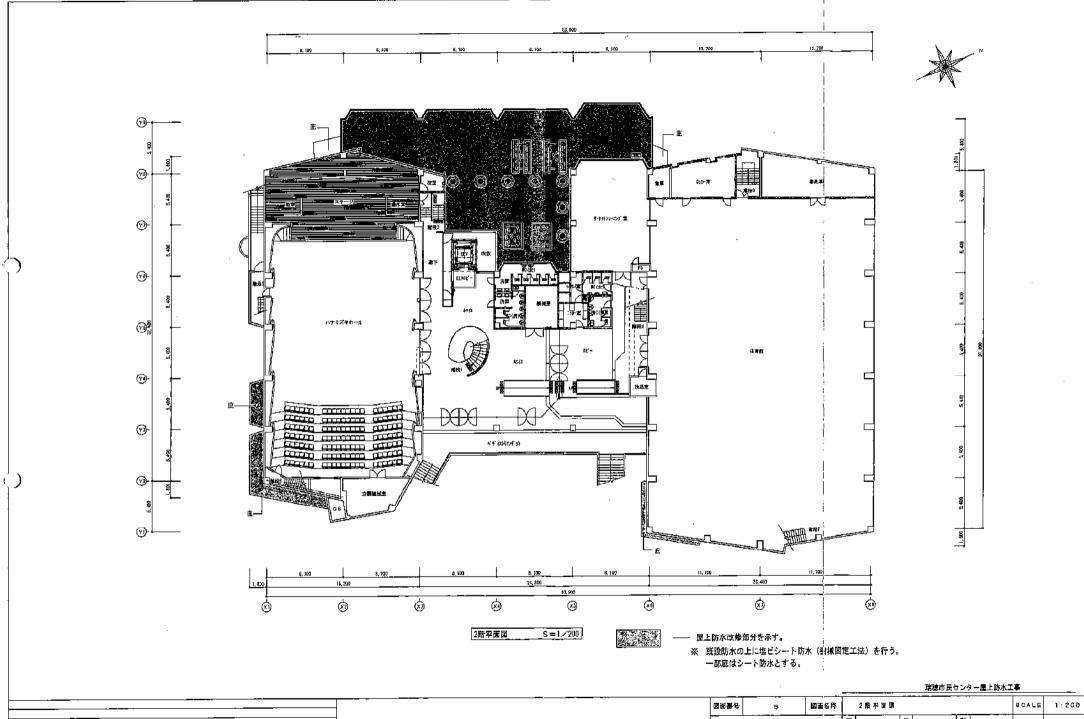
- 1 工事名 瑞穂市民センター屋根他改修工事
- 2 実施期間 令和3年7月から令和3年12月(予定)
- 3 契約方法 一般競争入札(予定)
- 4 工事場所 瑞穂市別府1300番地3
- 5 工事概要 瑞穂市民センターの屋上防水・塗装、排水樋を改修する。
 - ○防水工事延べ面積 1,414.5平方メートル
 - ○塗装工事延べ面積 659平方メートル
 - ○排水樋改修工事総延長距離 134.3メートル
- 6 予 算 額 55,599千円

令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納博明

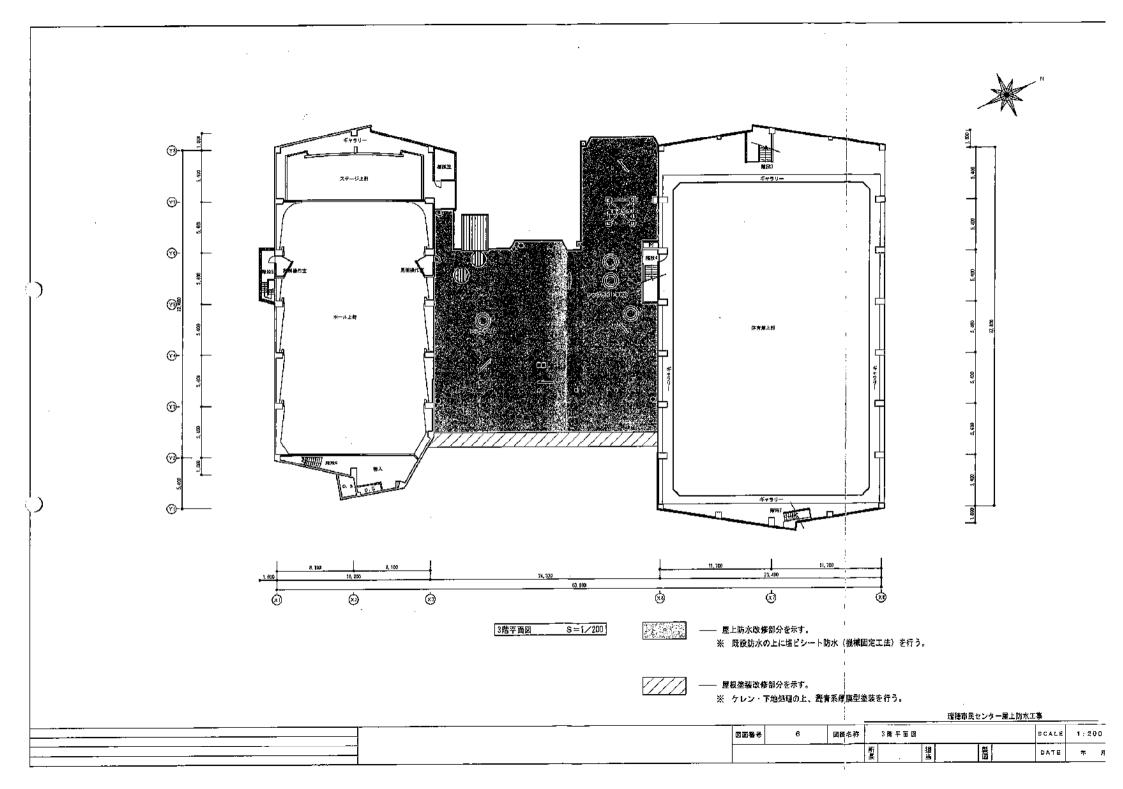
提案理由

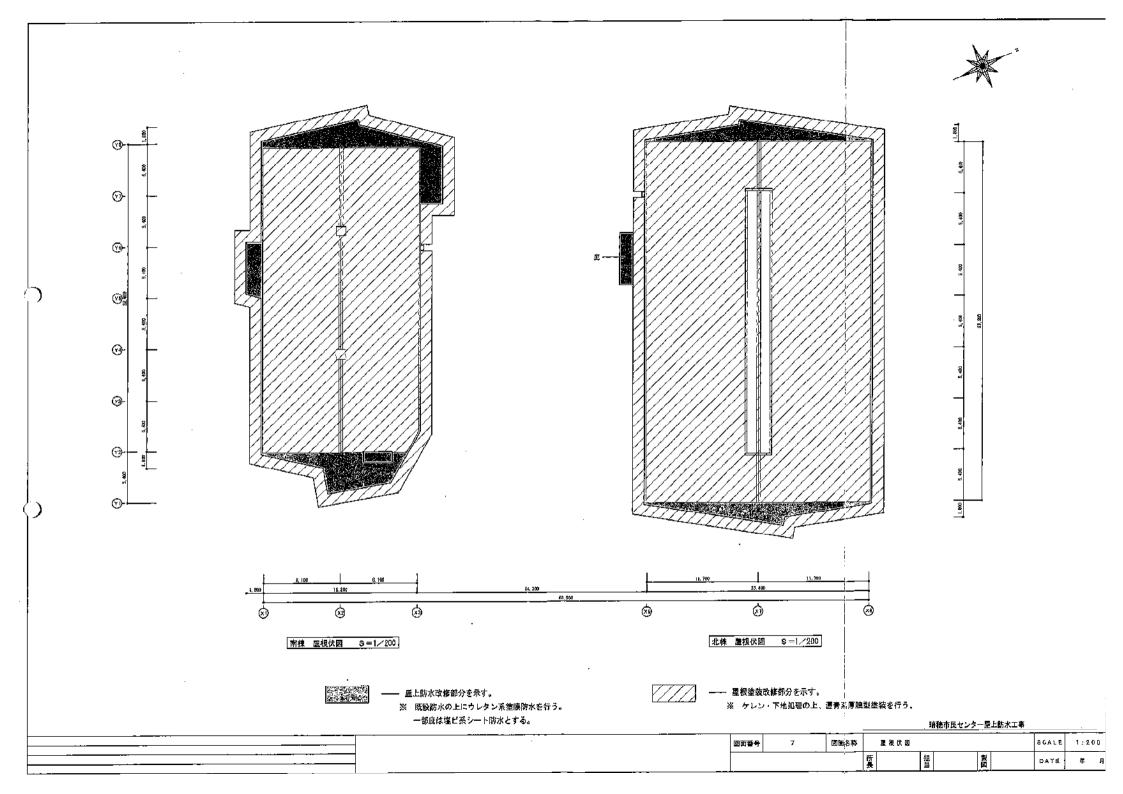
老朽化により、瑞穂市民センターの屋上防水、排水樋を改修するもの。



担当

製 図





議案第24号

瑞穂市巣南公民館外壁改修工事の計画について

瑞穂市巣南公民館外壁改修工事の計画について、瑞穂市教育委員会事務委任規則(平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号)第1条第9号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。

記

- 1 工事名 瑞穂市巣南公民館外壁改修工事
- 2 実施期間 令和3年7月から令和3年9月(予定)
- 3 契約方法 一般競争入札(予定)
- 4 工事場所 瑞穂市宮田300番地1
- 5 工事概要 瑞穂市巣南公民館の外壁防水塗装工事 ○壁面延べ面積 1,553.9平方メートル
- 6 予 算 額 20,383千円 令和3年4月27日提出

瑞穂市教育委員会教育長 加納 博明

提案理由

老朽化により、瑞穂市巣南公民館の外壁を改修するもの。

